

# 12月定例会

## 平成十七年度一般会計補正予算など三十一議案を原案どおり可決

平成十七年第六回(十一月)定例会は十二月七日に招集され、十二月二十一日までの十五日間の会期で開催されました。

本定例会では、二、一八三万五千円を増額し、総額一八八億九〇九九万円とする平成十七年度一般会計補正予算案や人事案件など三十一議案が提出され、すべて原案どおり可決しました。  
また、陳情・要望が三件提出され、所管の常任委員会へ送付したほか、請願一件については、不採択となりました。

### 人事案件

2件

春日市教育委員会委員の任命

〔同意〕

中野仁美氏の任期満了に伴い、高田典子氏を任命。

人権擁護委員の候補者の推薦

〔同意〕

白水欣哉氏の任期満了に伴い、高田一美氏を推薦。

### 条例の制定

2件

市営住宅整備基金条例

〔原案可決〕

市営住宅の施設の計画的な整備を図るため、基金を設置するもの。

市民防災対策活動等支援基金条例

〔原案可決〕

地震等の大規模な災害に対する市民の防災対策活動、被災した市民の生活再建等の支援を行い、市民が安心して生活できる安全で住み良いまち

### 条例の改正

9件

づくりを積極的に推進していくため、基金を設置するもの。

出張所設置条例

〔原案可決〕

市民サービスのより一層の向上に資するため、その所管区域を市内全体に変更するもの。

公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

〔原案可決〕

上白水等の町名地番整備に併せて、白水小学校の位置の表示を整備するもの。

那珂川町中原東の住居表示

〔原案可決〕

整備に伴い、西スポーツセンターの位置の表示を変更するもの。

国民健康保険条例

〔原案可決〕

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の課税額を改定するもの。

市立学校校舎校庭使用料条例

〔原案可決〕

市民の利用をより一層促進するとともに、受益と負担の適正化を図るため、他の施設に併せて多目的教室及び特別教室の使用料を徴収することとしたもの。

地区公民館等設置条例

〔原案可決〕

上白水等の町名地番整備に伴い、上白水地区公民館の位置の表示を変更するもの。

放課後児童クラブ設置条例

〔原案可決〕

(仮称)白水小学校児童クラブの名称を定めるとともに、上白水等の町名地番整備に併せて、同クラブの位置の表示を整備するもの。

都市公園条例

〔原案可決〕

上白水等の町名地番整備に伴い、上白水公園の位置の表示を変更するもの。

市営住宅条例

〔原案可決〕

上白水等の町名地番整備に伴い、上白水市営住宅の位置の表示を変更するもの。

### 補正予算

5件

平成十七年度一般会計(第四号)

〔原案可決〕

二、一八三万五千円

〔総額〕

二八八億九〇九九万円

平成十七年度国民健康保険事業特別会計(第二号)

〔原案可決〕

六、五八五万八千円

〔増額〕

八四億六、七二〇万二千元

平成十七年度老人保健医療事業特別会計(第二号)

〔原案可決〕

二億一、〇七七万一千円

〔増額〕

七二億〇、二二八万七千元

平成十七年度介護保険事業特別会計(第二号)

〔原案可決〕

二九一億一、二九四万七千元

〔総額〕

一、五二五万一千円

〔減額〕

三二億八、九二五万六千元

平成十七年度下水道事業会計(第三号)

〔原案可決〕

〔総額〕

一、一六七万円

〔増額〕

一、一六七万円

〔減額〕

二、三億五、三六一万円

〔総額〕

八六〇万九千元

〔減額〕

二億八、六二四万六千元

〔総額〕

資本的収入

〔減額〕

二、二二九万八千元

〔総額〕

六億六、二九三万円

〔減額〕

資本的支出

〔減額〕

一、九四九万九千元

〔総額〕

一、三億五、九七五万一千円

〔減額〕

平成十六年度一般会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

二九八億八、三四〇万八千元

〔歳出総額〕

二九一億一、二九四万七千元

〔減額〕

八件

### 決算認定

8件

〔差引残高〕

六億六、〇四六万一千円

平成十六年度国民健康保険事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

八〇億六、五一二万七千円

〔歳出総額〕

七七億八、九〇〇万六千円

〔差引残高〕

二億七、六一二万一千円

平成十六年度老人保健医療事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

七〇億五、四〇三万八千円

〔歳出総額〕

六九億三、七八六万三千円

〔差引残高〕

一億二、六一七万五千円

平成十六年度介護保険事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

二九億七、二二五万八千円

〔歳出総額〕

二九億五、八一七万八千円

〔差引残高〕

一、四〇八万八千円

平成十六年度都市開発資金事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

三億〇、六一二万三千円

〔歳出総額〕

三億〇、六〇〇万八千円

〔差引残高〕

一、二万三千円

平成十六年度駐車場事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

一、八二六万七千円

〔歳出総額〕

一、七二七万七千円

〔差引残高〕

九九万円

平成十六年度土地取得事業特別会計

〔認定〕

〔歳入総額〕

三二六万五千円

〔歳出総額〕

三二〇万七千円

〔差引残高〕

五万八千円

平成十六年度下水道事業会計

〔認定〕

〔収益的収入総額〕

一三億二、二〇二万一千円

〔収益的支出総額〕

一三億〇、七七四万五千円

〔資本的収入総額〕

五億八、四八八万七千円

〔資本的支出総額〕

二億五、二六三万七千円

その他の案件 12件

保育所の指定管理者の指定

〔原案可決〕

市立岡本保育所の指定管理者を社会福祉法人共栄福祉会に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

市立春日東保育所及び白水保育所の指定管理者を社会福祉法人春日福祉会に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

保育所の指定管理者の指定

〔原案可決〕

市立春日東保育所及び白水保育所の指定管理者を社会福祉法人春日福祉会に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

保育所の指定管理者の指定

〔原案可決〕

市立大和保育所の指定管理者を社会福祉法人純正福祉会に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

放課後児童クラブの指定管理者の指定

〔原案可決〕

放課後児童クラブの指定管理者を特定非営利活動法人子ども未来ネットワーク春日に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

老人福祉センターの指定管理者の指定

〔原案可決〕

老人福祉センター「ナギの木苑」の指定管理者を社会福

祉法人春日市社会福祉協議会に指定するに当たり、市議会の議決を求めるもの。

福岡県自治振興組合を組織する市町村数の増減について

〔原案可決〕

福岡県市町村災害共済基金組合を組織する市町村数の増減について

〔原案可決〕

いずれも築上郡新吉富村及び同郡大平村の廃止並びに築上郡上毛町の設置に伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月六日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十日から甘木市、朝倉郡杷木町及び同郡朝倉町が廃され、その区域をもって朝倉市が設置されること並びに平成十八年三月二十日から京都郡犀川町、同郡勝山町及び同郡豊津町が廃され、その区域をもって京都郡みやこ町が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十六日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十六日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十六日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十六日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十六日から嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡額田町及び飯塚市が廃され、その区域をもって飯塚市が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月六日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月六日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月六日から田川郡金田町、同郡赤池町及び同郡方城町が廃され、その区域をもって田川郡福智町が設置されることに伴うもの。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少及び福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

〔原案可決〕

平成十八年三月二十七日から嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町及び山田市が廃され、その区域をもって嘉麻市が設置されることに伴うもの。

報告案件 1件

専決処分(公園遊具の破損による利用者の負傷事故に伴う損害賠償の額の決定)

「承認」

公園遊具の破損による利用者の負傷事故に伴う損害賠償の額を決定し、緊急に和解契約を締結する必要が生じたもの。

請願 1件

「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願  
「不採択」  
消費税増税や庶民大増税を行わずに全額国庫負担の最低保障年金制度を実現するよう意見書提出を求めるもの。

陳情・要望等 3件

コミュニケーション支援に関する陳情  
「厚生委員会に送付」

聴覚障害者とのコミュニケーション・シヨンプリアを取り払い、地域生活に必要な人々との関係や各種サービスを健聴者並に享受できるよう求めるもの。  
個人所得課税における各種控除の安易な縮小等を行わないことを求める意見書提出に関する陳情  
「厚生委員会に送付」

個人所得課税における各種控除の安易な縮小及び所得税から個人住民税への税源移譲にあたって、住民負担への配慮措置を講じるための意見書提出を求めるもの。  
「米国产牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書採択に関する陳情  
「文教委員会に送付」

「食」に対する国民の生命の安全と安心を確保し、BSE問題への万全な対策を政府に求めるもの。

議決結果(賛否が分かれた案件)

その他の案件については全員賛成で可決されました。

平成17年第6回(12月)定例会 件名	議決結果	創政会		みらい		公明党		かがし21		近未来春日塾		日本共産党												
		竹下尚志	佐藤克司	松尾浩孝	柴田英明	松尾嘉三	古賀恭子	武末裕行	古川詳翁	谷成之	岩切幹嘉	吉村敦子	前田俊雄	野口明美	船越妙子	大久保戦雄	金堂清之	武末哲治	藤井俊雄	塚本良治	村山正美	長能文代		
平成16年度春日市一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	
平成16年度春日市下水道事業会計収入支出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
平成17年度春日市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
保育所の指定管理者の指定について(第113号議案)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
「最低保障年金制度」創設をはじめとする年金制度の改善について国に意見書提出をお願いする請願について	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○

各会派の所属議員の党派は次のとおり

欠は欠席 賛成 反対

- 創政会 無所属 ] かがし21 無所属 社民党 ]
- みらい 無所属 ] 近未来春日塾 無所属 ]
- 公明党 公明党 ] 日本共産党 日本共産党 ]

友廣英司議員(創政会)は議長職のため、表決権はありません。

十二月定例会  
会期日程

- 七日本会議 議案の上程、提案理由の説明、議案の考案(議案の考案)
- 八日 休会(議案の考案)
- 九日本会議 議案質疑、委員会付託(委員会付託)
- 十日 休会(閉庁)
- 十一日 休会(閉庁)
- 十二日 各常任委員会(議案審査)
- 十三日 各常任委員会(議案審査)
- 十四日 各常任委員会(議案審査)
- 十五日 日本会議 一般質問(議案審査)
- 十六日 日本会議 一般質問
- 十七日 休会(閉庁)
- 十八日 休会(閉庁)
- 十九日 各常任委員会(議案採決)
- 二十日 議会議務委員会
- 各常任委員会閉会中の調査事件の調整等の調査(議案採決)
- 二十一日 日本会議 委員長報告、質疑、討論、採決